

福岡県公報

令和八年十月六日
第七百三十三号
増刊
①

目次

条 例 (第四十五号―第五十一号)

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) ……………二

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………三

○福岡県産業保安関係手数料条例の一部を改正する条例

(消防保安課) ……………三

○福岡県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に

関する条例

(文化政策課) ……………四

○福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(自然環境課) ……………五

○福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための

措置に関する条例の一部を改正する条例

(中小企業経営支援課) ……………五

○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課) ……………五

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 職員の仕事と生活の調和を図るとともに、公務能率の向上に資するため、フレックスタイム制の対象となる職員の範囲を拡大し、その拡充を図ることとした。

2 一 この条例は、令和九年十月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

1 社会福祉の充実及び教育の振興のための財政需要に充てるため、法人県民税の法人税割に係る税率の特例措置について、その適用期間を五年間延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県産業保安関係手数料条例の一部を改正する条例

1 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和八年十二月二十一日から施行することとした。

◇福岡県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

1 令和十一年度に予定している新県立美術館の開館を踏まえ、美術館を社会教育施設としての機能に加え、まちづくり、観光・地域活性化の拠点として一体的に活用するため、知事が美術館に関する事務を管理し、及び執行することとした。

2 一 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。

二 この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

1 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、防災庁設置法の施行の日から施行することとした。

◇福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

1 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の制定に伴い、中小企業者等の事業再生に資する早期事業再生計画を求償権の放棄等の対象となる計画に追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、一部の規定を除き、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

1 公益通報者保護法の一部を改正する法律の制定に鑑み、暴力団排除通報者に対する不利益な取扱いの禁止について見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、一部の規定を除き、令和八年十二月一日から施行することとした。

条例

二 この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 2 福岡県税条例の一部を改正する条例
 - 3 福岡県産業保安関係手数料条例の一部を改正する条例
 - 4 福岡県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例
 - 5 福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例
 - 6 福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例
 - 7 福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 令和八年十月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十五号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「割り振らない日の下に」（第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）を加え、同条第三項中「試験研究に関する業務に従事する」を「（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、「に」、「当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資する」を、「第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がない」に、「（ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように）」を「を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）（ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、

第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」に改め、同項ただし書中「四週間」を「単位期間」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- 一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき
- 二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき
- 三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和九年十月一日から施行する。

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十五条第二項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十九条の二第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「人事委員会規則」の下に「（以下この項において「条例等」という。）」を、「与えられた日」の下に「及び条例等により、四週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

（福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部改正）

第四条 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「日」の下に「並びに同条例第三条第三項及び同条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「期間」の下に「（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）」を、「かつ、」の下に「週休日以外の日において」を加える。

（福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第六条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第七条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第

一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十五条第二項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十九条の二第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第八条 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十四条第二項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第十五条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十八条の二第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

福岡県条例第四十六号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
付則第十六条中「令和九年一月三十一日」を「令和十四年一月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第四十七号

福岡県産業保安関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県産業保安関係手数料条例（令和八年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表四五の項中「第三十九条の二十二第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十一日から施行する。

福岡県条例第四十八号

福岡県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する

条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、美術館の設置、管理及び廃止に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定に基づき教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定に基づき教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節 人材育成・活躍推進部に属する公の施設」を

「第一節 市町村・地域振興部に属する公の施設

第一款 美術館（第九条の二―第九条の四）

に、「第二節 福祉こども政策

第二節 人材育成・活躍推進部に属する公の施設」

部に属する公の施設」を「第三節 福祉こども政策部に属する公の施設」に、「第五十九条」を「第六十条」に改め、「第三節 削除」を削り、「第一款 美術館（第二百二条―第二百二十四条）」を「第一款 削除」に改める。

第二章第三節の節名を削る。

第十九条から第六十条までを次のように改める。

第十九条から第六十条まで 削除

第二章中第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 市町村・地域振興部に属する公の施設

第一款 美術館

（設置、名称及び位置）

第九条の二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条の規定に基づき、美術的活動の促進を図り、もつて県民の教育及び文化的教養の向上に資するため、美術館を設置する。

2 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
福岡県立美術館		福岡市中央区	

（職員）

第九条の三 美術館に、館長その他の職員を置く。

（福岡県立美術館協議会）

第九条の四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、福岡県立美術館協議会（次項及び第六項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下この条において単に「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者その他知事が美術館の運営に資すると認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の定数は、十人以内とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章第二節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第二百二十二条から第二百二十四条まで 削除

福岡県条例第四十九号

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福岡県環境影響評価条例（平成十年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附則

この条例は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

福岡県条例第五十号

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例（令和四年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第十四条第一項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該早期事業再生計画に対し、同法第二十条第一項に規定する同意を行うおとする場合に限る。）

附則

この条例は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第三条第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県条例第五十一号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の四」を「第十二条の六」に改める。

第十二条の三第一項中第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者」を「派遣労働者（以下この号において「労働者等」という。）若しくは労働者等であった者又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定受託業務従事者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この章において同じ。）又は特定受託業務従事者であった者 当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者（同条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この章において同じ。）又は特定受託事業者であった者に業務委託（同条第三項に規定する業務委託をいう。以下この章において同じ。）をし、又は当該通報の日前一年以内に業務委託をしていた事業者

第十二条の四第一項中「各号」の下に「に掲げる場合においてそれぞれ当該各号」を加え、「、降格、減給、退職金の不支給」を削り、同条第二項中「定める事業者」の下に「（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。）」を加え、同条第三項中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改め、「行わせていた」の下に「役員である」を、「各号」の下に「に掲げる場合においてそれぞれ当該各号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項第三号に定める事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた

特定受託事業者に係る特定受託業務従事者である暴力団排除通報者が第一項各号に定める暴力団排除通報をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二章の二中第十二条の四の次に次の二条を加える。

第十二条の五 第十二条の三第一項各号に定める事業者は、当該各号に掲げる者に対し、正当な理由がなく、暴力団排除通報をしない旨の合意をすることを求めること、暴力団排除通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によつて、暴力団排除通報を妨げてはならない。

第十二条の六 第十二条の三第一項各号に定める事業者は、正当な理由がなく、暴力団排除通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の暴力団排除通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

第二十三条の四第三項中「交付する旨」の下に「（以下この項において「公示事項」という。）を公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「揭示して」を「揭示し、又は公示事項を公安委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第四項中「揭示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年十二月一日から施行する。ただし、第二十三条の四第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第二十三条の四第三項及び第四項の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。